

上郷小学校 いじめ防止基本方針（平成31年度版）

山口市立上郷小学校

- 【目指す子ども像】
- だれにでも思いやりがもてるやさしい子
 - 自分で考え行動できるかしこい子（正しい子）
 - 夢や目標に向かってがんばる強い子

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】（例）

- ◇ 冷やかしやからかい、いじり、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ◇ 特定の児童の名前のみを常に挙げ、揶揄・指摘する
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 暴力行為（※叩く蹴る 等）
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ◇ ぶつかるふり、叩くふり蹴るふり
- ◇ 金品をたかる、たかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ メモや交換ノート、インターネット上（SNS 等）で誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめに対する基本認識

いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定している。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは人間として、絶対に許されない」という認識を児童、教職員、保護者、地域で共有する必要がある。

そして、いじめは、どの学校・学級でもおこりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はいないという共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われないようにするために、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく。

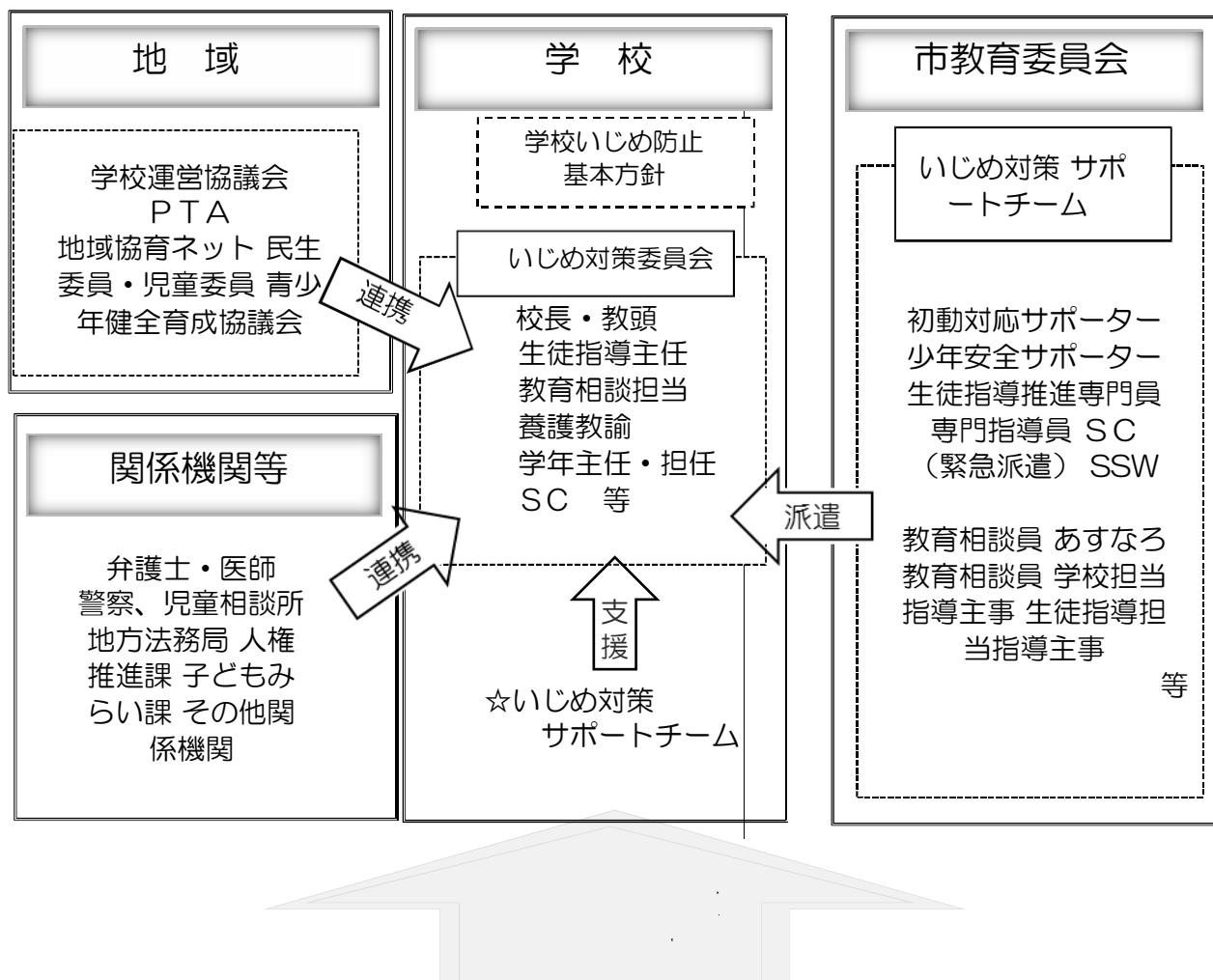
学校及び学校の教職員の責務は、いじめ防止対策推進法第8条で以下のように規定されている。「学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他の関係教職員による「いじめ対策委員会」を設置する。同委員会は、地域や市教委、関係機関と連携し防止に努めると共に同委員会会議を定期的に開催し、本方針に基づく取り組みを実行、進捗状況の確認、定期的検証・改善等を行う。また、学校評価アンケートにより「いじめ問題への取組」を保護者により評価し、よりよい組織作りに活かす。いじめ等が発見された場合は、臨時に対策会議を開催し、早期対応にあたる。

いじめ対策組織

学校は、市教育委員会と連携を図り、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、いじめの状況に応じて「いじめ対策委員会」を機動的に運用する。



山口市は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進するため、法第14条の趣旨を踏まえ、学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等からなる協議会を設置する。

4 いじめ問題への組織的な取組の徹底

いじめ問題の「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の徹底を図るとともに、下記の項目について、取組や校内体制の強化を図る。

(1) 実態把握

生活アンケート、児童の日記記録やノートの記述、教職員集団の観察を行い、児童の実態を掴む。

(2) 未然防止

学校はいじめの未然防止に向けて、児童が互いに心を通じ合わせることができるよう、コミュニケーション能力の育成に努め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

①生徒指導・教育相談の充実・強化

- ・校内研修会の充実 (リスクマネジメントの観点からのいじめ対応演習、「いじり」の認識の共通理解と指導について)

②児童間の人間関係づくり

- ・特別活動による主体的活動の充実
- ・F I T、生活アンケート「ほっとシートスペシャル」を実施し、把握・改善に活かす。
- ・児童の委員会活動を主体とした、いじめをなくすための具体的な取組や啓発の推奨

③認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・各教科、領域、休憩時間、給食、清掃、部活動等すべての教育活動で展開
- ・確かな学力の定着、児童の居場所作り
- ・道徳教育における、いじめ、いじりを「見抜く」「許さない」「傍観しない」雰囲気作り
- ・児童の人権に配慮した教職員の言葉遣い（「くん、さん」づけ等）の徹底
- ・情報モラル教育の推進

④A F P Yによる授業改善の推進

- ・「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の5つの視点からの授業改善

⑤家庭・地域社会との連携

- ・学校、家庭、地域との緊密な連携と協働による解決
- ・コミュニティースクール、地域協育ネットによる開かれた学校づくりの推進
- ・P T A、学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体との連携、いじめ問題の解決に向けた地域ぐるみの取り組み
- ・各種便り、ホームページ等での情報発信
- ・情報モラルについての家庭教育とルールづくり

⑥校種間連携の充実

- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校との連携

(3) 早期発見と個別対応

児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。このため、学校は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意をはらう。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。

- ・SC等との緊密な連携
- ・教育相談便りの活用
- ・なぎっこ相談ボックスの設置
- ・教育相談強化月間（学期に1回：全校児童対象）

②児童理解による人間関係づくり

- ・生活アンケート「ほっとシート」（週1回）等のアンケート ※卒業年度の1年後まで保管
- ・日記、連絡帳等での人間関係の把握
- ・児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察
- ・全校体制での児童の情報収集、実態把握、情報の共有化及び教育相談の実施
「生徒指導委員会」（毎月：校長、教頭、生徒指導部、必要に応じて関係学級担任）
「生徒指導連絡会（研修会）」（学期に1回：全教職員）

③不登校早期対応カードを利用し、情報を共有化

- ・いじめの有無に関わらず、病気以外の理由で連續3日または、1か月で断続5日の欠席があった児童の実態把握と報告
(※連續での3日目あるいは断続での5日目に達した時点で市教委へ提出)

(4) いじめに対する早期対応

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

①第一通報者から事実確認

- ・通報者の思いの共感的理解と関係者からの情報収集

②「いじめ速報カード」による報告（報告・連絡・相談+記録・確認）

- ・学年主任→生徒指導主任→管理職（校長、教頭）
- ・学校長は、いじめを把握した時点で内容を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・5W1Hの確認
- ・時系列での記録の蓄積

③「いじめ対策委員会」の開催

- ・情報集約、情報の共有
- ・児童、保護者への対応方法の検討・確認
(被害児童・加害児童・観衆・傍観者等)
- ・状況に応じて、関係機関等と連携を図る

④当事者や周囲からの聴取(調査)

- ・被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取

⑤職員会議の開催(状況に応じて)

- ・全教職員への周知と共通理解及び今後の対応策の検討と役割分担

⑥児童及び保護者への対応

- ・被害児童への指導・支援
共感的理解、SC等による心のケア
家庭訪問、緊急避難(相談室、欠席)
- ・加害児童への指導・支援
謝罪について、SC等による心のケア
- ・学級(周りの児童)への指導・支援
- ・関係機関等との連携

(5) 教育・啓発の充実

全教育活動をとおした道徳・人権教育の充実、豊かな心や人間性を育てるための指導方法の工夫改善等を行う。

①道徳学習における「いじめ・人権教育」の指導充実

②学校生活全般での、道徳的価値の価値付けと、自尊感情を高める声かけ

(6) 児童(児童会組織)、保護者(PTA)、地域住民や教育委員会との連携による「包括的・実効的取組の創造」

- ・学校運営協議会への報告と共同的な対策の構築
- ・学校評価アンケートの具体的努力項目設定

いじめ発覚時の対応

①第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）等から事実確認

- ↓
- ・通報者の思いをしっかり受け止めながら聞くとともに、関係者からも情報収集を行い、いじめの詳細内容についての事実確認を行う。

②「いじめ速報カード」による報告

[いじめを把握した教職員] → [担任] → [学年主任] → [生徒指導主任] →
→ [教頭] → [校長]

※状況によっては先に校長、生徒指導主任へ報告

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。
- ・学級担任等が、様々な情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

※報告・連絡・相談+記録・確認

いじめ速報カード作成

③いじめ対策委員会

指導主事の派遣

迅速なチーム編制
派遣・支援

- ・情報の集約
- ・加害児童、被害児童、及び保護者への対応方法の検討・確認
- ・周囲の児童への対応方法の検討・確認

市教育委員会

いじめ対策サポートチーム

初動対応センター、少年安全センター
生徒指導推進専門員、専門指導員
SC、SSW、教育相談員、あすなろ教育相談員

④当事者・周囲からの聴取（調査）

- ・被害児童から
- ・加害児童から
- ・周囲の児童から

必要に応じて

重大事態と判断した場合

報告

市長

県教委

※重大事態発生時の対応参

⑤職員会議の開催



⑥児童生徒・保護者への対応

- ・全教職員への周知と共通認識
概要をまとめた資料を用意する。
- ・今後の対応策の検討と役割分担
今後の対応の方向性を定めた原案を用意した上で協議する。

- ・被害児童への指導・支援
共感的理解、SC等による心のケア
家庭訪問
緊急避難（相談室、欠席）
- ・加害児童への指導・支援
共感的理解、SC等による心のケア
家庭訪問
- ・学級（周囲の児童）への指導・支援
- ・関係機関との連携

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

①「生命、心身又は財産」に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日（目安）欠席している場合
- ・一定期間、連續して欠席している場合

③その他の場合

- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態の対応での注意点

①重大事態と判断したときには、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長及び県教育委員会に報告する。

②市教育委員会は、「いじめ対策サポートチーム」を編制し、派遣して支援するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

※学校が主体となって調査する場合は、「いじめ対策委員会」が行う。

※市教育委員会が主体となって調査する場合は、市教育委員会の中に学識経験者や児童相談所等の関係機関、学校関係者、市長部局関係課、市教育委員会等を構成員とした「いじめ問題調査委員会」を立ち上げ、学校に派遣した「いじめ対策サポートチーム」と連携を図りながら調査を進める。

③重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査では、いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか等を確認する。

④重大事態の対応については、たとえ不都合なことがあっても事実としっかり向き合い公平性・中立性の確保と個人へのプライバシーへの配慮を重視しつつ迅速、的確かつ組織的な対応を行う。

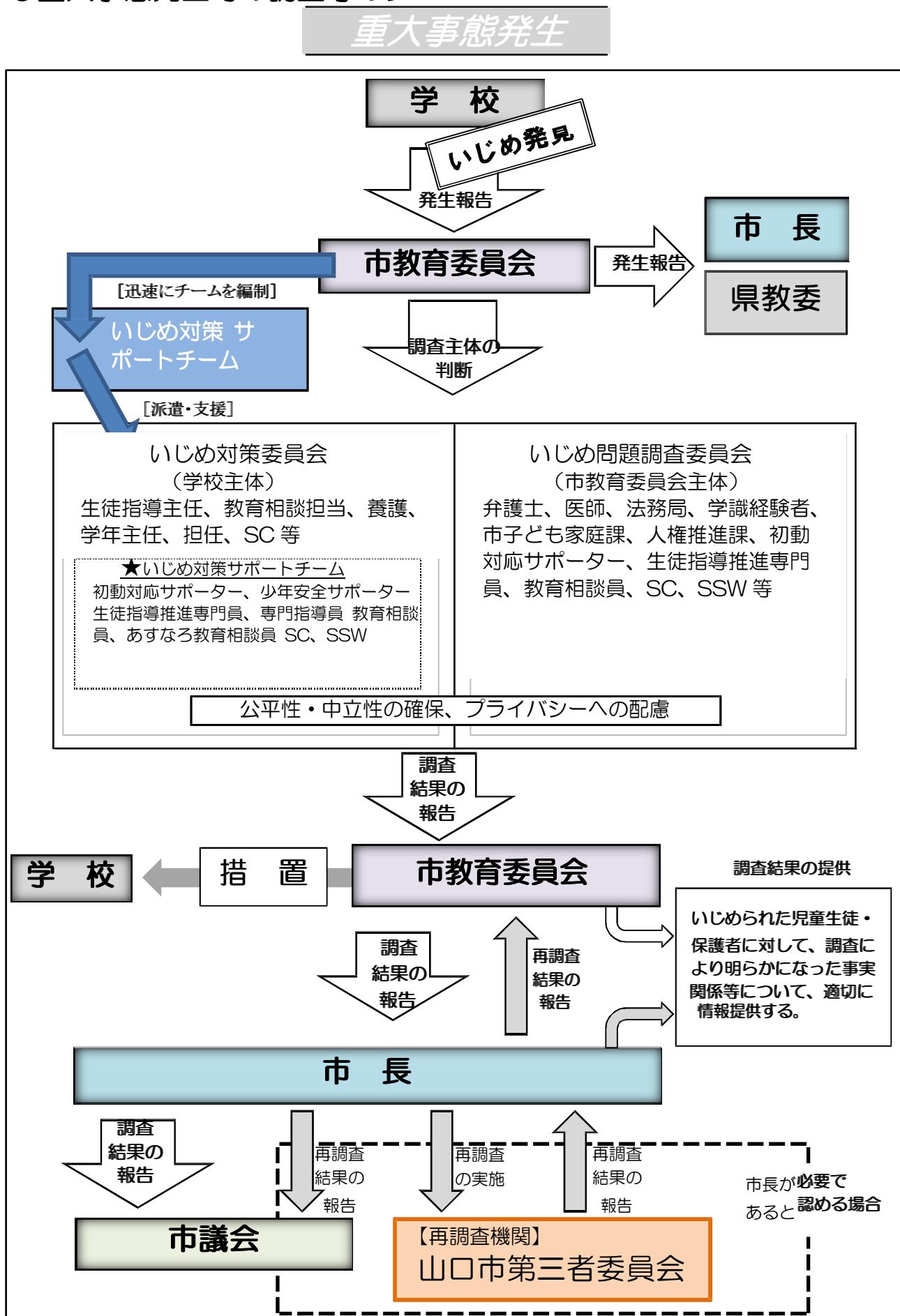
・いじめられている児童生徒への対応

いじめ解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめられている児童の立場に立って保護者と十分に連携を図り緊急避難としての欠席や就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討し、当該児童をいじめから守り通す。

・いじめている児童への対応

いじめられている児童を守るために教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、個別学習や出席停止措置の活用等、毅然とした厳しい対応を行う。

○重大事態発生時の調査等のフロー



7 年間計画（予定）

（1）通年

- 週1回の生活アンケートの継続実施
「ほっとシート」（※卒業年度の1年後まで保管）
- なぎっこ相談ボックスの設置
- 生徒指導委員会を毎月開催
- 教育相談便りを毎月保護者に配付し、教育相談を実施
- 児童会活動による居心地のよい学校に向けたそれぞれの取組

（2）各月

4月	学校基本方針の確認 始業式での話（生徒指導主任）	すべての児童にとって居心地のよい学校にするための各月の目標	「明るく大きな声でいさつをしよう」
5月	P T A 総会で保護者への協力依頼 学校運営協議会で地域への協力依頼 児童理解のための生徒指導連絡会		「くん・さんをつけて友達の名前をよぼう」
6月	教育相談週間 いじめ対策会議（S C） F I T 、ほっとシートスペシャル		「ろう下の右を静かに歩こう」
7月	小郡地区青少年協における情報共有 学校評価アンケート		「名札をつけ、服装をととのえよう」
8月	校内研修会 学校運営協議会で地域と情報共有		
9月	代表委員会 「学校生活の諸問題について」 児童理解のための職員会議 F I T 、ほっとシートスペシャル		「人よりさきにいさつをしよう」
10月	いじめ防止強調月間 教育相談週間 いじめ対策会議（S C）、校内研修		「トゲトゲ言葉をクラスからなくそう」
11月	人権教育参観日・講演会		「もくもく掃除を進んでやろう」
12月	小郡地区青少協における情報共有		「ろう下や階段は落ち着いて歩こう」
1月	学校運営協議会で地域と情報共有 教育相談週間 児童理解のための職員会議		「人の顔を見ていさつをしよう」
2月	F I T 、ほっとシートスペシャル 学校評価アンケート いじめ対策会議（S C）		「もくもく掃除で学校をきれいにしよう」
3月	小郡地区青少協における情報共有 いじめ防止基本方針の見直し		「だれにでもやさしい言葉づかいをしよう」